## 発議第1号

南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年南魚沼市条例第40号)の一部を改正する条例を別紙のとおり、南魚沼市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年2月28日提出

南魚沼市議会議長

塩 谷 寿 雄 殿

提出者	南魚沼市議会議員	塩	Ш	裕	紀
賛成者	南魚沼市議会議員	目	黒	哲	也
賛成者	南魚沼市議会議員	梅	沢	道	男
賛成者	南魚沼市議会議員	中	沢	道	夫
賛成者	南魚沼市議会議員	勝	又	貞	夫
賛成者	南魚沼市議会議員	古	田	光	利
賛成者	南魚沼市議会議員	中	沢		博

南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例

南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年南魚沼市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の160」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の第5条第2項 及び南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第3項の規定 にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月 に支給された期末手当の額に165分の10を乗じて得た額を減じた額とする。